内閣衆質一六九第一五五号

平成二十年三月十八日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出年金記録の訂正から再裁定に至るまでの事務手続き等に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金記録の訂正から再裁定に至るまでの事務手続き等に関する質問に対す

る答弁書

一について

お尋ねの人数については、現時点では把握していない。

二について

国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理(以下「裁定変更処理」という。)

については、 その申出を社会保険事務所で受け付けてから、社会保険業務センターに進達し、 同センター

においてこれを完了するまで、現在、 六か月程度を要しているところであるが、今後、 裁定変更処理の迅

速化のため、同センターの体制の強化を図ることとしている。

三及び四について

各社会保険事務局のホームページにおいては、 過去の平均待ち時間の情報提供を行っているが、そのう

ち最も長い区分である「平均待ち時間二時間以上」という情報を提供すれば、社会保険事務所等への来訪

を予定している者が、 当該時間帯は大幅に混雑していると判断することが可能であると考えられることか

_

ことは行っていない。